

高校生等奨学給付金（私立）
～奨学のための給付金～

通常分
追加募集

制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、対象世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる方

令和８年７月１日現在※で次の要件をすべて満たす世帯
★10 月 30 日までに申請を行えなかった方向けのご案内です。

1　保護者等が富山県に居住している世帯※
2　高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
3　**令和８年７月１日現在※で保護者等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯、保護者等全員の令和８年度住民税所得割が非課税又は給付額（年額）記載区分③④⑤に該当する世帯**

※７月２日以降に入学するものについては入学日の翌月の初日（入学日が月の初日である場合はその月の初日）
※富山県内の私立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に居住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

申請方法

裏面に記載の申請書類一式を富山県学術振興課へ提出（郵送または持参）

【提出先・問合せ先】
富山県経営管理部学術振興課私学振興係
〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１－７　　TEL 076-444-3159
Mail：agakujutsushinko@pref.toyama.lg.jp

提出期限

令和８年 12 月 18 日（金）必着

給付額（年額）

区　分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円	52,600 円	－
② 非課税世帯	152,000 円	52,100 円	52,100 円
③ 住民税所得割合算額が 105,500 円未満の世帯	50,670 円	17,370 円	17,370 円
④ 住民税所得割合算額が 182,500 円未満の世帯（専攻科を除く）	38,000 円	13,030 円	－
⑤ 専攻科で住民税所得割合算額が 264,500 円未満かつ子を３人以上扶養する世帯	－	－	10,420 円
②～⑤に該当し、災害等により制服の再購入が必要となった世帯	81,000 円【②への加算額】 27,000 円【③への加算額】 20,250 円【④⑤への加算額】		

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒（R8 新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象です。
※前倒し給付を受給する場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を際引いた額が給付されます。
※支給時期は１月頃を予定しています。

高校生等奨学給付金申請書類

１　申請書　（富山県私立高等学校等奨学給付金支給要綱　様式１）
２　世帯区分に応じた次の添付書類

区　分	添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	・生業扶助を受給中であることを証明する証明書 ・生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 例：住民票（原本／本年４月１日以降発行／個人番号が記載されていないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー
② 非課税世帯 ③ 住民税所得割合算額が105,500円未満の世帯 ④ 住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯	・所得に関する書類（令和８年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類） ・生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 例：住民票（原本／本年４月１日以降発行／個人番号が記載されていないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー
⑤ 専攻科で住民税所得割合算額が 264,500 円未満かつ子を３人以上扶養する世帯	・所得に関する書類（令和８年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認でき、扶養親族の記載が省略されていない書類） ・生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」が確認できる書類 例：住民票（原本／本年４月１日以降発行／個人番号が記載されていないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー ・扶養親族申告書
①に該当し、災害等により、制服の再購入が必要となった世帯	・制服の再購入に係る誓約書・証明書 ・罹災証明書

３　在学証明書（７月１日現在在学することを証明するもの）
４　奨学給付金口座振替届出書
　※通帳の写し（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が分かるもの）を添付
５　個人対象要件証明書（専攻科のみ）

＜申請書類についての留意事項＞
・申請書の同意事項について
　富山県外に設置されている学校に通う生徒の保護者を対象とする給付金は、原則、保護者から直接申請を受け、保護者の指定する口座に給付金を振り込むこととしております。給付金の申請及び受領に関する権限の学校への委任については、「同意しない」を選択ください。（学校への委任を希望する場合は、個別に学校の了承を得てください。）
・所得に関する書類とは、具体的には以下の書類のことです。
　所得・課税証明書
　道府県民税・市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書
　道府県民税・市町村民税の納税額通知書　等

〇申請書等入手先
　富山県学術振興課のホームページからダウンロードしてください。
https://www.pref.toyama.jp/1119/kurashi/kyouiku/gakkou/shuugakushien/kj00014545.html